

緑園東小学校いじめ防止基本方針

平成28年3月24日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人ととのかかわりあいの中で、自分の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

○特別委員会の一つとして「いじめ防止対策委員会」を設置する
(管理職・教務主任・児童支援専任・養護教諭・児童支援部会等)
必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- いじめ事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核になって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

いじめは、「どの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な計画を実施する。(児童会活動、横浜プログラム活用、人権教育・道徳教育の充実等)

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を鋭敏に察知し、いじめを見逃さない努力と、教職員間での情報共有や保護者、カウンセラーとの連携による情報収集を行う。

(いじめアンケートの実施 6月・11月の年間2回)

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した職員は、その場、その時にいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、学級担任・学年主任・児童支援専任(いじめ防止対策委員会)に連絡し、管理職に報告、対応を協議する。管理職は必要に応じていじめ防止対策委員会を開催する。

(4) 研修

「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。職員の人権意識の向上やいじめ防止、人間関係にかかわる指導法などの研修を年間通じて行う。

(5) 保護者・地域への協力依頼と学校懇話会等の活用

学級懇談会、学校説明会において、いじめの実態や指導方針について説明する。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校だより、学年だよりなどを通して適宜広報活動を行う。

学校懇話会では、学校の方針を理解していただき、学校外での子どもたちの人間関係などについての意見交換を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

・重大事態の調査

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断した時には、当該重大事態に係る調査を行うために速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には「横浜市いじめ問題調査委員会(仮称)」を招集し、これが調査に当たる。

・児童、保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供および調査結果の報告を行う。また事案によっては、学年および学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。

5 その他

・必要があると認められるときは当基本方針を見直し、あらためて公表する。

<別紙>

【いじめ防止及び早期発見のための取組】

いじめの未然防止、早期発見のために本校では下記のように取り組む。

- あいさつ運動（運営委員会主催全校児童参加） ○横浜子ども会議
- 人権週間の取り組み
- 児童会活動（緑園子ども会議～『誰もが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして～）
- いじめアンケート実施（アンケート結果により、児童と面談）
- 子どもの社会的スキル横浜プログラムの実施（YPアセスメントシートで人間関係の把握）
- 「自尊感情」を高める児童活動、行事（自尊感情向上プログラム）
- 人権教育、道徳教育の充実
- 一人ひとりが主体的に取り組む授業改善

年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
防 止 対 策	懇談会等による保護者説明		学校説明会等による保護者説明	←	職員研修	→
早 期 発 見		あいさつ運動 学級・学年づくり 人間関係づくり なかよし活動 児童会活動 YP アセスメント 社会的スキル横浜プログラム		横浜子ども会議	横浜子ども会議	
			事案発生時、緊急対応会議の開催			
			いじめ アンケート	教育相談期間 (個人懇談)		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
防 止 対 策	←		職員研修		→		
早 期 発 見		あいさつ運動・緑園子ども会議 学級・学年づくり 人間関係づくり なかよし活動 児童会活動 YP アセスメント 社会的スキル横浜プログラム	人権週間取組 (人権教育講話) 緑園子ども会議		サイバー犯罪防止教室		→
			いじめ解決一斉 キャンペーン				
			事案発生時、緊急対応会議の開催				
		いじめ アンケート	教育相談期間 (個人懇談)				

